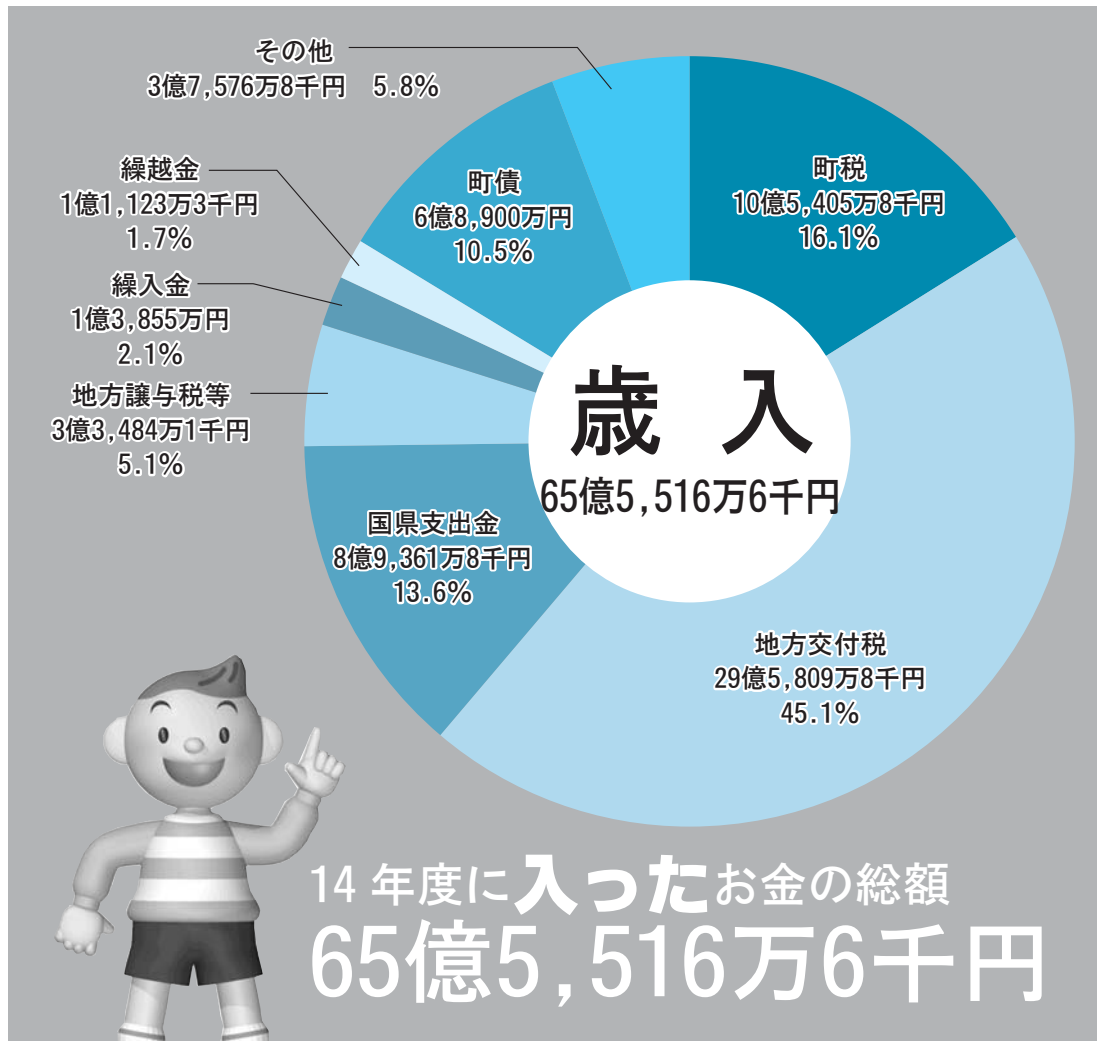


# わたしたちの町の 家計を公表します



地方自治法第二百四十三条の三（水道事業については、地方公営企業法第四十条の二）の規定及び大崎町財政状況の公表に関する条例の定めにより、平成十四年度の一般会計並びに特別会計の財政状況を次のとおり公表します。これは、町民のみならずから収めていただいた税金や国・県からの交付税等の収入、及び支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深めていただくために公表しているものです。

## ～町税の内訳～ 10億5,405万8千円

町民税	3億7,524万3千円
固定資産税	5億6,608万9千円
軽自動車税	3,750万6千円
特別土地保有税	93万6千円
市町村たばこ税	7,428万4千円



▲中央公民館大規模改造工事